

平成 29 年 11 月 28 日策定

やまがた希望創造パワー適用申請の手引き (新規立地・経営拡大企業の場合)

「やまがた希望創造パワー」とは、山形県企業局が所有する水力発電所で発電した電気相当量(298 百万 kWh/年)の範囲内で、東北電力(株)と連携し、県内の地域産業を牽引する製造業者に、通常の電気料金よりも安価に電力を供給することで、産業・経済の振興を図り、やまがた創生に寄与するものです。

やまがた希望創造パワーによる電力の供給をご希望の製造業者の皆様は、「やまがた希望創造パワー募集要項」(以下「要項」という。)にもとづき、平成 29 年 11 月 28 日から平成 31 年 1 月 25 日までの間に適用申請の手続きをしてください。

申請手続の参考として、本手引きを作成しましたので、要項と併せて内容をご確認のうえ、手続きを進めてください

【申請先・お問い合わせ先】

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当 [県庁 14 階]

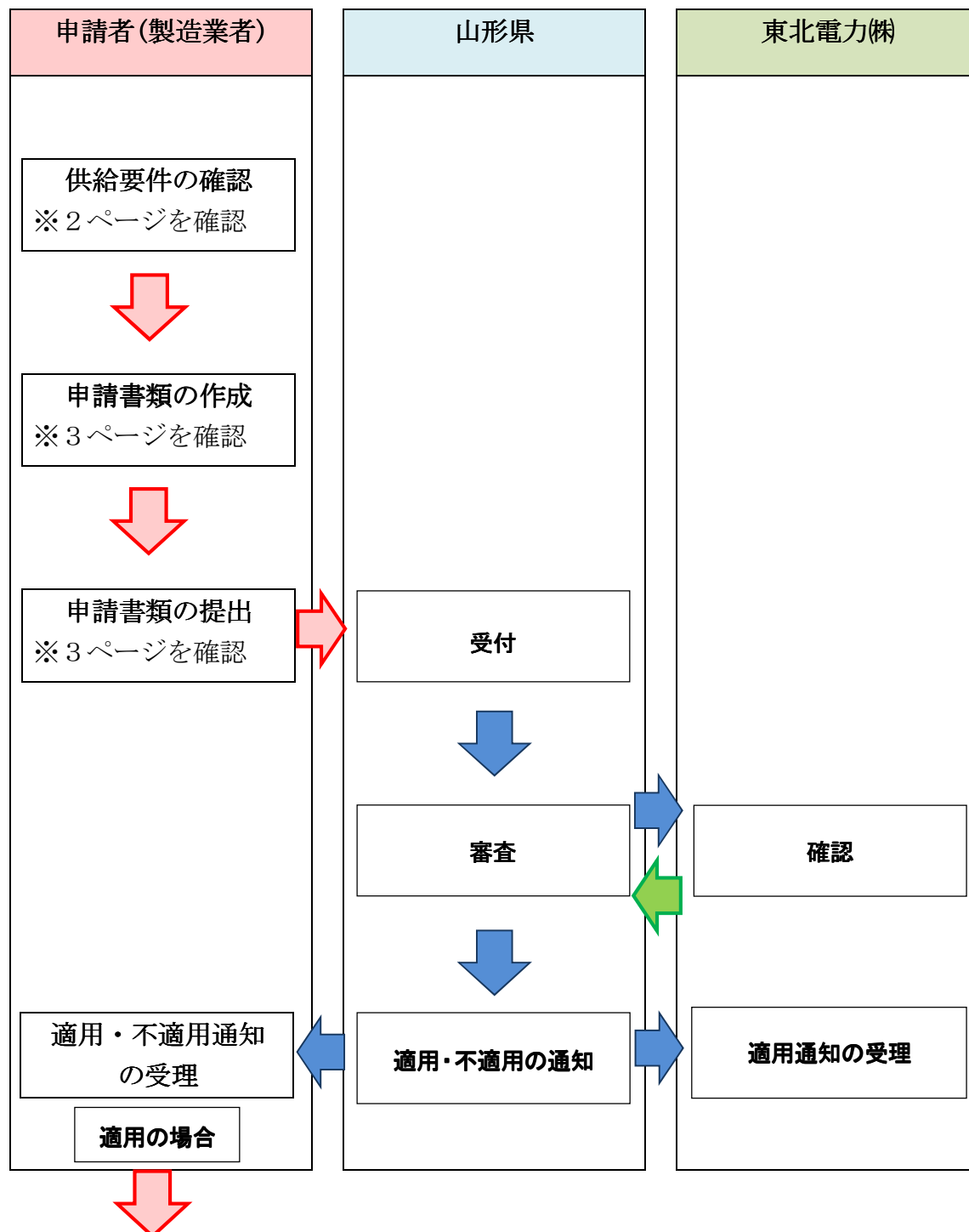
☎ : 023-630-2345 FAX : 023-630-2741

E-mail : ykigyodenki@pref.yamagata.jp

目 次

やまがた希望創造パワー適用申請手続フロー（新規立地・経営拡大企業の場合）	- 1 -
1 やまがた希望創造パワーによる電力量料金割引の内容等	- 2 -
(1) 電力量料金割引の内容	- 2 -
(2) 電気料金割引の対象期間	- 2 -
2 やまがた希望創造パワーの供給要件	- 2 -
3 やまがた希望創造パワー適用申請手続	- 3 -
(1) 手続の流れ	- 3 -
(2) 申請書類の記入方法	- 4 -
4 その他	- 6 -
(1) 申請書類等の取扱いについて	- 6 -
(2) 排出係数等の取扱いについて	- 6 -

やまがた希望創造パワー適用申請手続フロー
(新規立地・経営拡大企業の場合)



東北電力とすでに電力需給契約を締結している場合を除き、別途、電力需給契約に関する手続が必要になります。

1 やまがた希望創造パワーによる電力量料金割引の内容等

(1) 電力量料金割引の内容

東北電力の標準メニュー^{※1}により電力需給契約を締結している、または新たに契約を締結しようとする製造業者が、「2 やまがた希望創造パワーの供給要件」を満たし、その適用が決定された場合、標準メニューの電力量料金単価を、既存企業^{※2}については4%、新規立地・経営拡大企業^{※3}については6%をそれぞれ割引して電気を供給します。

※1 標準メニュー

「業務用電力」、「業務用季節別時間帯別電力」、「業務用ウィークエンド電力」、「高圧電力S」、「高圧電力」、「高圧季節別時間帯別電力S」、「高圧季節別時間帯別電力」

※2 既存企業

山形県内に事業所を設置して経済活動を行っている製造業者

※3 新規立地・経営拡大企業

新たに山形県内に事業所を設置し経済活動を開始する、または事業規模を拡大する製造業者

(2) 電気料金割引の対象期間

最長で平成30年4月分の電気料金から平成32年3月分の電気料金までとします。（「新規立地・経営拡大企業」は、山形県からの適用通知書の発行日以降の月分の電気料金から適用します。）

2 やまがた希望創造パワーの供給要件

本事業の適用を受けるには、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 新たに山形県内に事業所を設置する、または設置しようとする製造業者であること。
- ② 供給対象箇所において、平成29年11月28日以降に新たに東北電力から標準メニューのいずれかによる電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。（他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合は、適用対象外となります。）
- ③ 供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000ボルト）であること。
- ④ 供給対象箇所の契約電力が、原則として50キロワット以上2,000キロワット未満であること。
- ⑤ 供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義が、原則として申請者と一致していること。

- ⑥ 県税、法人税および消費税等を滞納していないこと。
- ⑦ 申請時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定にもとづく更生または再生手続を行っていないこと。
- ⑧ 暴力団員等との関係がないこと。

東北電力と新たに需給契約を締結する場合のみ対象とします。
設備増設等による契約電力の変更等は、「新規立地・経営拡大企業」には該当しません。

3 やまがた希望創造パワー適用申請手続

(1) 手続の流れ

① 申請書の作成【申請者】

「3(2) 申請書類の記入方法」により、「やまがた希望創造パワー」適用請書（様式1）を作成するとともに、添付資料を準備してください。

② 申請書類の提出【申請者】

申請書類の準備が整いましたら、次のとおり申請書類を提出してください。

ア 申請期間

平成29年11月28日（火）～平成31年1月25日（金）（当日必着）

◆ 平成31年2月28日までに「やまがた希望創造パワー」の供給を受けられる体制が整わない企業等は除きます。

イ 提出方法

申請書類を2部（正副1部（副は写し））作成し、郵送または持参により提出してください。

◆ 申請書類を持参する場合は、土日・祝日等（毎年12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除く平日の9時から17時の間に持参してください。

ウ 提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進 担当 [県庁14階]

TEL 023-630-2345

③ 審査・決定【県】

受付後、山形県において供給要件に合致しているかなど、申請書類の審査を行い、「④募集上限電力量」の範囲内で先着順に決定します。なお、「④募集上限電力量」に達した場合、申請期間内であっても募集を打ち切る場合があります。

④ 募集上限電力量

募集上限電力量は、供給対象箇所における年間使用計画電力量の合計とし、上限は2億9,800万キロワット時から既存企業の年間使用計画電力量の合計を差し引いた量とします。

⑤ 適用または不適用の通知【県】

県は、審査にともなう適用または不適用の通知を、申請書を受け付けた日より概ね1ヶ月を目途として、随時、書面にて申請者に通知します。

(2) 申請書類の記入方法

次の書類を作成してください。なお、様式は山形県のホームページからダウンロードできます。

① 「やまがた希望創造パワー」適用申請書(様式1)

ア 申請年月日

様式右上に申請書を提出する日を記入してください。

イ 申請者

申請者が法人の場合は、申請書の所在地、商号または名称および代表者名を記入してください。申請者が個人事業主の場合は、申請者の所在地および氏名を記入してください。

ウ 「1. 申請担当者情報」

本申請に関する担当者の所属、氏名、住所、および電話番号を記入してください。

エ 「2. 申請内容(2) 申請内訳」

申請する件数を記入してください。様式2-2に記入の契約数と一致させてください。

オ 「管理No」

管理Noの欄は記入不要です。

② 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表(様式2-2)

ア 「商号または名称」

様式1の申請者と一致させてください。(法人の場合、代表者名は不要)

イ 「事業所名」・「契約者名義」

本事業の供給を希望する事業所名、契約者名義を記入してください。

ウ 「住所」・「お客さま番号」

前項イ「事業所名」に記載した事業所の住所および東北電力との契約におけるお客さま番号を記入してください。なお、東北電力と契約していない場合は、記入不要です。

エ 「種別」

本事業による電力供給の申請が新規立地か経営拡大かいずれかを選択してください。

◆ 「新規立地」

新たに山形県内に事業所を設置し経済活動を開始する製造業者

◆ 「経営拡大」

現在、山形県内に事業所を設置している企業で、新たに県内に事業所を設置する等により事業規模を拡大する製造業者

オ 「契約種別（予定）」・「契約電力（計画）」

現在、現在予定している契約種別を選択し、契約電力については、想定される契約電力を記入してください。

カ 「適用希望年月」・「電力需給開始（予定）日」

本事業の適用希望年月、電力需要開始（予定）日を記入してください。

キ 「年間使用電力量（計画）」

平成30年4月または供給開始から1年間の電力使用計画を記入してください。なお、様式3の事業所ごとの「計画電力量」の年間合計値と一致させてください。

ク 「事業所の業種」

募集要項別紙2を参考に製造業の区分および事業コードを中分類まで記入してください。

③ 年間電気使用実績・計画書（様式3）

様式2-2記載の事業所ごとに平成30年4月または供給開始から1年間の電力使用計画を記入してください。なお上記②キ「年間使用電力量（計画）」と一致させてください。

④ やまがた希望創造パワー電力需給申請に係る申立書（様式4）

様式1の申請年月日と申請者を一致させてください。

⑤ 業種を証明できる資料

定款、パンフレット、ホームページの写し等を提出してください。記載以外の確認資料については、審査の時点で確認します。

4 その他

(1) 申請書類等の取扱いについて

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 申請書類の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ③ 情報の利用
 - イ 山形県は、審査に必要があるときは、申請書類に記入された情報について山形県の関係機関に照会することができるものとします。
 - ロ 東北電力は、申請書類に記入された情報について、本事業による電力の供給のためのみに利用することができるものとします。
- ④ 提出された申請書類は返却いたしません。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応してください。
- ⑤ 申請期間が終了した後は、申請書類の記入内容の変更（軽微なものを除く）および再提出は認められません。
- ⑥ 申請後、本事業の適用開始日までに、法人等の名称、事業所の所在地および代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、その旨を届け出てください。

(2) 排出係数等の取扱いについて

「やまがた希望創造パワー」は、東北電力の電源構成に含まれるため、企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

申請に当たっては、そのことをご承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いてください。